

障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施要領

最終改正：平成28年3月31日

1 目的

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）を機動的に実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害者の就職の促進又は雇用の継続に資する。

なお、本事業は、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施することにより、障害者の職業訓練機会の拡充が図られるものであることから、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨の推進に資するものである。

2 実施主体（委託元）

各都道府県に所在する国立・都道府県営の障害者職業能力開発校並びに都道府県が設置する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校（以下「能力開発校」という。）とする。

なお、都道府県においては、上記能力開発校の中から障害者委託訓練実施拠点校（以下「拠点校」という。）を定め、障害者委託訓練の円滑な実施を図るものとする。

ただし、障害者委託訓練の契約締結については、能力開発校の長に限定するものではなく、都道府県の会計規則等に従い、都道府県知事（以下「知事」という。）が行うことも可能である。

3 訓練対象者

障害者委託訓練の受講対象者は、次のいずれにも該当する障害者とする。

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第1号に規定する障害者であって、公共職業安定所に求職申込を行っている者（ただし、中途障害等により休職中の者（以下「休職障害者」という。）及び雇用契約に基づき企業等に現に在職している障害者（以下「在職障害者」という。）については、公共職業安定所に求職申込みを行うことを必ずしも要しない。）

(2) 公共職業安定所長による「職業訓練受講指示要領」（昭和56年6月8日付け職発第320号、訓発第124号）に定める受講指示、「職業訓練受講推薦要領」（昭和61年1月8日付け職発第11号）に定める受講推薦及び「求職者支援制度業務取扱要領」（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号）に定める支援指示（以下「受講あっせん」という。）を受けた者（ただし、訓練期間

が2月以下の障害者委託訓練（特別支援学校早期訓練コースを除く。）を受講する場合、受講あっせんにより職業訓練を受講した者が当該職業訓練受講修了後1年以内に就職の促進のために障害者委託訓練を受講する場合並びに休職障害者及び在職障害者が障害者委託訓練を受講する場合については、公共職業安定所長の受講あっせんを必ずしも要しない。）

4 訓練職種

訓練職種は、障害者の態様及び地域の障害者雇用ニーズを勘案し、委託訓練を受講して就職の促進又は雇用の継続が図られると認められる職種を選定するものとする。

5 委託先機関

障害者委託訓練は、個々の障害者の状況及び個々の企業の人材ニーズ等に応じた多様な内容で実施するため、その委託先機関については、企業、社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、民間教育訓練機関等地域におけるあらゆる民間資源を最大限に活用するものとする。

6 訓練コース

障害者委託訓練は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の普通職業訓練（eラーニングにより行う訓練を含み、その他の通信の方法によって行う訓練を除く。）として、求職者である障害者個々の職業能力開発目標を明確にした上で、その目標を達成するために、次の(1)から(4)のうち、最も効果的な訓練コースにより実施し、在職障害者に対しては(5)の在職者訓練コースのみにより実施するものとする。

なお、障害者委託訓練受講後に、委託元の能力開発校において障害者本人の希望、能力等を評価し、再度訓練を実施することが最も適当であると考えられる場合にあっては、評価を踏まえた訓練の目標を明確にした上で障害者委託訓練の訓練コースを複数回受講することができるものとする。但し、在職者訓練コースについては、同コースを受講した場合であって、修了後1年を経過していない場合、同コースに係る同一科目及び内容の訓練を受講することはできないものとする。

(1) 知識・技能習得訓練コース

知識・技能習得訓練コースは、専門学校、各種学校等の民間教育訓練機関、障害者に対する支援実績のある社会福祉法人等、障害者を支援する目的で設立されたNPO法人等を委託先とし、障害者の就職の促進に資する知識・技能の習得を目的として、次により実施するものとする。

イ 知識・技能習得訓練コース（集合訓練）

① 座学及び実技による集合訓練を実施するものとし、訓練期間は、原則として3月以内とするが、個々の障害特性への配慮及び地域の企業ニーズに即した効果的な訓練を実施するため、必要に応じて最長6月までの訓練を実施可能とする。

訓練時間は、月当たり100時間を標準に、原則として下限の時間を80時間として、受講者の障害の程度及び訓練職種に応じて定めるものとする。その際、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間と見なすものとする。

② 精神障害者等、その障害特性により、短時間の訓練から始めて訓練時間を段階的に延長することが効果的である障害者については、総訓練時間600時間・訓練期間12月以内で弾力化前の訓練期間を2倍まで延長し弾力化して実施することも可能とする。訓練期間を弾力化した場合は、訓練時間について月当たりの下限は設けず、総訓練時間の下限は、弾力化する前の訓練月数に80を乗じた時間数とする。

③ 働くことの意義や目的の理解、基礎的なビジネスマナー等の習得が不十分であるために、直ちに就職することが困難と見込まれる受講者については、概ね4日間の基礎的なビジネスマナー等を内容とする講座(以下「職業能力講座」という。)を実施できるものとする。

なお、職業能力講座は、当該委託先機関が行うこととする。

④ 委託先機関における訓練で習得した知識・技能の応用、定着を図ることを目的として、集合訓練期間内に1月未満の職場実習を実施できるものとする。

⑤ 職場実習については、当該委託先機関が開拓し、当該委託先機関が企業に再委託して実施することを原則とする。

なお、知識・技能習得訓練コースを受託した法人等は、職場実習先に障害者の訓練ノウハウを提供するなどの支援をするものとする。

ロ 知識・技能習得訓練コース(障害者向け日本版デュアルシステム)

① 集合訓練で習得した知識・技能の応用、定着を図るための職場実習を効果的に組み合わせて実施することとし、訓練期間は、原則として集合訓練と職場実習を通算して6月以内とする。ただし、集合訓練は1月以上5月以内とし、職場実習は1月以上3月以内とする。

訓練時間は、月当たり100時間を標準とし、下限の時間を80時間として、受講者の障害の程度及び訓練職種に応じて定めるものとする。また、職場実習部分が月の過半数を占める場合においては、当該月に係る下限の訓練時間を60時間とする。その際、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間と見なすものとする。

② 精神障害者等、その障害特性により短時間の訓練から始めて段階的に訓練時間を延長することが効果的である受講者については、総訓練時間600時間・訓練期間12月以内で弾力化前の訓練期間を2倍まで延長し弾力化して実施することを可能とする。訓練期間を弾力化した場合は、訓練時間について、月当たりの下限は設けず、総訓練時間の下限は、弾力化する前の訓練月数に80を乗じた時間数とする。

③ 働くことの意義や目的の理解、基礎的なビジネスマナー等の習得が不十分であるために、直ちに就職することが困難と見込まれる受講者については、概ね4日間の職業能力講座を実施できるものとする。

なお、職業能力講座は、当該委託先機関が行うこととする。

- ④ 障害者向け日本版デュアルシステムの実施に当たっては、原則として、あらかじめ集合訓練と職場実習を組み合わせた期間を設定した上で行うこととするが、これによりがたい場合には、集合訓練実施中に訓練期間等を変更し、職場実習を追加することで、障害者向け日本版デュアルシステムに訓練コースを変更することを可能とする。
- ⑤ 職場実習については、当該委託先機関が開拓し、当該委託先機関が企業に再委託して実施することを原則とする。

なお、知識・技能習得訓練コースを受託した法人等は、職場実習先に障害者の訓練ノウハウを提供するなどの支援をするものとする。

(2) 実践能力習得訓練コース

実践能力習得訓練コースは、企業等を委託先とし、事業所現場を活用して障害者の実践的な職業能力の開発・向上を目的として、次により実施するものとする。

イ 訓練期間は、原則として3月以内とする。訓練時間は、月当たり100時間を標準とし、下限の時間を60時間とする。

ロ 精神障害者等、その障害特性により、短時間の訓練から始めて訓練時間を段階的に延長することが効果的である障害者については、総訓練時間300時間・訓練期間6月以内で弾力化前の訓練期間を2倍まで延長し弾力化して実施することも可能とする。訓練期間を弾力化した場合は、訓練時間について、月当たりの下限は設けず、総訓練時間の下限は、弾力化する前の訓練月数に60を乗じた時間数とする。

ハ 訓練は、指導担当者を配置して実施する。

ニ 訓練内容は、当該事業所における事業資源を有効活用し、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に、実践的な職業能力の習得を図り、受講者ごとに定めた訓練目標を達成するものとする。

(3) eラーニングコース

eラーニングコースは、インターネットを利用して、教材の配信、受講状況の管理、技能習得指導等を行うeラーニングのノウハウがある在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の2に定める法人。以下同じ。）等の機関を委託先とし、障害者の雇用・就業の促進に資するIT技能等の習得を図ることを目的として、次により実施するものとする。

イ 訓練期間は、原則として3月以上とし、上限は6月とする。訓練時間（受講者の自習を含んだ時間）は、月当たり100時間を標準に、下限の時間を80時間として、受講者の障害の程度及び訓練内容に応じて定めるものとする。その際、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間と見なすものとする。

- ロ 訓練の対象者は、職業能力開発施設への通所が困難な障害者等であって、自宅に必要な情報通信環境を有しているとともにパソコンの基本操作及びeメールでの通信方法を習得しており、eラーニングでの受講が可能な状態にある者とする。
- ハ eラーニングコースを受託した機関は、適切な方法により受講者の個人認証（本人確認）を行うとともに、受講者のカリキュラム進捗状況、理解度を一定期間ごとに把握し、適切な方法による添削指導や面接指導を実施し、その後の効果的な訓練の実施を図るものとする。
- ニ eラーニングコースを受託した機関は、訓練修了生の雇用・就業機会の確保に努めるものとする。

(4) 特別支援学校早期訓練コース

特別支援学校早期訓練コースは、上記3の訓練対象者のうち、特別支援学校高等部、高等学校等（以下「特別支援学校高等部等」という。）に在籍する生徒に対し、就職に向けた職業能力の開発・向上を目的として、次により実施するものとする。

- イ 訓練対象者は、特別支援学校高等部等に在籍する生徒のうち、10月時点で就職先が内定しておらず、翌年3月に卒業予定の就職希望者で、受講推薦により受講するものとする。
- ロ 訓練期間は、原則として3ヶ月以内とする。訓練時間は、月当たり100時間を標準とし、下限の時間を60時間とする。
- ハ 短時間の訓練を継続的に実施することが効果的である障害者については、総訓練時間300時間・訓練期間6ヶ月以内で弾力化前の訓練期間を2倍まで延長し弾力化して実施することも可能とする。訓練期間を弾力化した場合は、訓練時間について、月当たりの下限は設けず、総訓練時間の下限は、弾力化する前の訓練月数に60を乗じた時間数とする。
- ニ 訓練は指導担当者を配置して実施する。
- ホ 訓練内容は、原則として障害者向け日本版デュアルシステム（職場実習部分が訓練期間の過半を占めるものに限る）又は実践能力習得訓練コースのいずれかに準じたものとする。

(5) 在職者訓練コース

在職者訓練コースは、在職障害者に対し、雇用継続に資する知識・技能の付与を目的として、次により実施するものとする。

- イ 訓練期間は、原則として3ヶ月以内とし、訓練時間は下限12時間、上限160時間とし、受講者の障害の程度及び訓練職種に応じて定めるものとする。
- ロ 訓練の設定は、以下①から③の3コースとする。なお、訓練受講対象者である障害者を雇用する企業は、当該受講者を対象とした在職者訓練コースを設定することはできないものとする。

① 在職者訓練コース〈知識・技能習得〉

専修学校、各種学校等の民間教育訓練機関、障害者に対する支援実績のある

社会福祉法人等、障害者を支援する目的で設立されたNPO法人等を委託先として、知識・技能の習得を目的として、座学型で実施する。

② 在職者訓練コース〈指導員派遣〉

在職障害者が現に勤務する企業等に、委託訓練を受託した民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等の専門家等が赴き、企業の現場に即応した訓練を実施する。

③ 在職者訓練コース〈eラーニング〉

インターネットを利用して、教材の配信、受講状況の管理、技能習得指導等を行う eラーニングのノウハウがある在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第74条の2に定める法人）等の機関を委託先とし、IT技能等の習得を図る。

なお、在職者訓練コース〈eラーニング〉の受講者については、職業能力開発施設への通所が困難な障害者等であって、在宅勤務をしており、自宅に必要な情報通信環境を有しているとともに、パソコンの基本操作及びeラーニングでの受講が可能な状態にある者とする。

また、eラーニングコースを受託した機関は、適切な方法により受講者の個人認証（本人確認）を行うとともに、受講者のカリキュラム進捗状況、理解度を一定期間ごとに把握し、適切な方法による添削指導や面接指導を実施し、その後の効果的な訓練の実施を図るものとする。

なお、eラーニングコースを受託した機関は、訓練修了生の雇用・就業機会の確保に努めるものとする。

ハ 在職者訓練コース〈知識・技能習得〉及び在職者訓練コース〈eラーニング〉については、1単位時間45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間と見なす。

(6) 留意事項

イ 知識・技能習得訓練コースにおける職場実習、実践能力習得訓練コース及び特別支援学校早期訓練コースについては、事業所現場を活用して実施することから、訓練に関係のない作業に従事させないこと及び安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取扱いを行うことに留意する。

ロ 入校式や修了式は訓練時間から除くこととする。

(7) 求職者支援制度の実施に伴う措置等について

イ 給付手続き等のための指定来所日への配慮について

求職者支援制度の対象者である受講者は、月ごとの指定来所日に安定所に来所する必要がある。

このため、安定所が指定来所日の日時を指定するに当たっては、対象者が受講する訓練コースのカリキュラムに配慮し、できる限り受講の継続や訓練の修了に影響が小さい日を選定することとしているが、それでもなお、指定来所日当日においては、受講者が訓練を欠席又は遅刻・早退等せざるを得ない可能性がある。

受講者が欠席又は遅刻・早退等により訓練受講できない訓練内容については、補講等により、可能な限り対応を行うこと。

ロ 職業訓練受講給付金支給申請書への受講証明について

求職者支援制度の対象者である受講者は、指定来所日に安定所に来所し、職業相談を受けるとともに給付金の支給申請を行う必要があり、支給申請の際には、当該受講者から安定所に「職業訓練受講給付金支給申請書」を提出することが必要であり、委託先機関において、あらかじめ受講証明を行うこと。

7 訓練人員

委託訓練を行う一単位の受講者数は、訓練コースごとに、委託先機関の受託能力及び訓練効果が認められる人数で設定する。

8 委託料

(1) 委託料の額

障害者委託訓練を受託した機関に支払う委託料は、受講者1人につき次のとおりとする。

イ 知識・技能習得訓練コース（集合訓練）

原則、受講者1人当たり月額6万円（外税。以下同じ。）を上限とし、職業能力講座については、受講者1人当たり8千円（日額2千円）を上限として、委託契約書に定めた額とする。

また、6(1)イ②により、3月以内の訓練期間を弾力化した場合の委託料については、当該訓練期間について受講者1人当たり18万8千円を上限とし、3月を超える訓練期間を弾力化した場合の委託料については、当該訓練期間について受講者1人当たり36万8千円を上限として、いずれの場合も弾力化する前の訓練月数により設定するものとする。

なお、1月未満の職場実習を実施した場合には、委託先機関は、委託料のうちから当該職場実習に係る経費を職場実習先企業に対して支払うことができるものとする。

ロ 知識・技能習得訓練コース（障害者向け日本版デュアルシステム）

原則、受講者1人当たり、集合訓練については月額6万円を上限、職場実習については月額9万円を上限とし、職業能力講座については受講者1人当たり8千円（日額2千円）を上限として、委託契約書に定めた額とする。

なお、委託先機関は、委託料のうちから当該職場実習に係る経費を職場実習先企業に対して支払うことができるものとする。

また、6(1)ロ②により、訓練期間を弾力化した場合の委託料は、集合訓練については、受講者1人当たり30万8千円を上限、職場実習については、受講者1人当たり27万円を上限とし、いずれも弾力化する前の訓練月数により設定するものとする。

ハ 実践能力習得訓練コース

委託先機関が、中小企業である場合は、原則、受講者1人当たり月額9万円を上限とし、委託先機関が中小企業以外の場合は、原則、受講者1人当たり月額6万円を上限として、委託契約書に定めた額とする。

なお、中小企業の範囲は「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」及び「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令」に定める中小企業者であり、具体的には以下のとおりとする。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下		900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

なお、6(2)ロにより、訓練期間を弾力化した場合の委託料は、委託先機関が中小企業等の場合については、受講者1人当たり27万円を上限とし、委託先機関が中小企業等以外の場合については、受講者1人当たり18万円を上限として、いずれも弾力化する前の訓練月数により設定するものとする。

ニ eラーニングコース

原則、受講者1人当たり月額6万円を上限として、委託契約書に定めた額とする。

なお、eラーニングコースを受託した機関が6(3)ハの面接指導として、スクーリング又は訪問指導等を他の機関（eラーニングコース委託先機関が在宅就業支援団体でない場合は、在宅就業支援団体又は他の障害者の在宅就業を支援する団体をいう。以下同じ。）と共同又は他の機関（以下「面接指導共同実施機関等」という。）に再委託して実施する場合は、委託料のうちから当該面接指導に係る経費を面接指導共同実施機関等に対して支払うことができるものとする。

ホ 特別支援学校早期訓練コース

訓練内容に応じて、上記ロ又はニの取扱いに準じるものとする。

ヘ 在職者訓練コース

原則、受講者1人当たり、訓練時間数に応じた単価を以下のとおりとし、委託契約書に定めた額とする。

12時間以上20時間まで	20,000円
20時間を超えて40時間まで	40,000円
40時間を超えて60時間まで	60,000円
60時間を超えて80時間まで	80,000円

80時間を超えて120時間まで 120,000円

120時間を超えて160時間まで 160,000円

また、在職者訓練コース〈e-ラーニング〉を受託した機関が面接指導を行い、スクーリング又は訪問指導等を他の機関に再委託して実施する場合は、委託料のうちから当該面接指導に係る経費を面接指導共同実施機関等に対して支払うことができるものとする。

(2) 委託料の支払い

委託料については、委託先機関の請求により、訓練の行われた期間又は時間について、訓練終了後に支払いを行う。

(3) 複数年度の支払い

年度をまたぐ訓練実施に伴い、債務負担行為を活用した複数年度契約を行う場合、契約書に記載された年度毎の契約額の範囲内において、年度毎に要した委託費について委託先機関の請求に基づき支払うものとする。

その場合、契約書に記載された複数年度契約のうち初年度分に要した経費に関しては、その訓練期間、訓練が終了しているか否かに関わらず、当該年度末をもって委託先機関から請求させることとする。

なお、在職者訓練コースについては年度をまたぐ訓練を設定しないこととする。

(4) 委託料の減額

受講者が中途退所等により委託契約書で定めた期日前に訓練を終了した場合の委託料の算定は、次によるものとする（在職者訓練コースを除く。）。なお、在職者訓練コースについては、実施した訓練時間に応じた委託料とし、訓練時間が12時間に満たない場合には、1時間当たり1,000円とし、訓練を行った時間を乗じることによって算出された額により委託料を支払うこととする。

イ 中途退所までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割以上である場合は、減額は行わない。

ロ 中途退所までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割に満たない場合は、1人当たりの委託契約額を総訓練日数（計画日数）で除して委託日額（円未満切り捨て）を算定し、訓練開始日から中途退所日までに訓練を行った日数を乗じることによって算出された額により委託料を支払うこととする。

ハ 知識・技能習得訓練コースにおいては、職業能力講座、集合訓練、職場実習ごとに上記イ及びロの取扱いとする。

ニ 受講者が以下に定める①から③の理由により訓練を欠席した場合は、その期間については、委託料の減額に係る総訓練時間数の8割以上の算定に当たって、算定対象としないものとする（訓練時間から除くものとする）。

① インフルエンザ等の感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症をいう。以下同じ）に感染し他の受講者の健康に被害を与え得る受講者が、能力開発校の校長の指示により出席停止となった

場合、又は自宅待機が必要であったと能力開発校の校長が認める場合

- ② 大規模な災害が起こった等により、当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが交通が遮断されるなど回復するために1日以上の時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難な場合（ただし、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まない。）
- ③ 法律による裁判への参加や出廷（裁判員又は補充裁判員、刑事又は民事訴訟手続きにおける証人等）並びに裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日における裁判所への出頭が必要な場合

なお、上記①の場合において、感染したことの確認は、医師又は担当医療関係者の証明書等の証明書類（インフルエンザに効果、効能性を持つ医療機関又は調剤薬局の処方箋や領収証を含む。）を提出させることにより行うものとする。

また、親族（民法725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。以下同じ。）又は受講者本人の同居人（上記親族以外の者を指す。以下「同居人」という。）がインフルエンザ等の感染症に感染し、医師又は担当医療関係者が、受講者本人を含む親族又は同居人の自宅待機が必要と判断した場合についても、同様の取扱いとする。

さらに、上記②及び③の場合において、欠席理由の確認は、官公署例えば市町村長、鉄道の駅長による証明、被災証明書、罹災証明書、呼出状、案内状等を提出させることにより行うものとする。

(5) 委託料の返還

委託先機関が委託契約の内容又は委託契約に付した条件に違反した場合には、委託元となる能力開発校の長は、当該委託先機関に対し、すでに支払った委託料の額の全額又は一部を返還させるものとする。

9 就職支援経費

知識・技能習得訓練コース（集合訓練及び障害者向け日本版デュアルシステム）を受託した機関について、就職支援の実施に係る経費相当額として支払う就職支援経費は、次のとおりとする。

(1) 就職支援経費の支給額

就職率支援経費の単価は、就職者1人当たり2万円を支給する。

(2) 対象となる就職者

ア 当該就職支援経費の対象となる就職者（以下「対象就職者」という。）は、以下のいずれにも該当する者とする。

- ① 訓練修了日又は就職のための中退の日の翌日から起算して90日以内（以下「対象期間内」という。）に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けた者若しくは雇用された者又は雇用保険適用事業主となった

- 者であること
- ② 労働者派遣事業（有期雇用派遣）により派遣される場合は、対象期間内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者であること
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）における障害福祉サービス（就労継続支援事業 A 型等）により雇用される者でないこと

イ 対象就職者の取扱い

- ① 対象期間内に、1 週間の所定労働時間が 20 時間未満であるなど対象就職者に該当しない労働条件で就職したものの、同期間内に労働条件の変更が行われることとなり雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けるなどした場合には、対象就職者に該当すること。
- ② ア①の「内定」とは、別紙様式 1 に規定する就職状況報告により就職予定日が確認できる場合に限ること。

(3) 対象就職者の確認

委託先機関は、能力開発校の長に対し、受講者の就職状況を訓練修了日又は中退日の翌日から起算して 100 日以内に報告を行うこと（就職のための中退に係る報告については、修了生の報告期日である訓練修了日の翌日から起算して 100 日以内の報告と併せて報告することでも差し支えない。）。この報告に当たっては、各受講者に係る就職状況報告（別紙様式 1）及び一覧表（別紙様式 2）を添付して行うものとする。

10 障害者職業訓練コーディネーター等

(1) 障害者職業訓練コーディネーターの配置

障害者委託訓練を効率的かつ効果的に実施するため、障害者職業訓練コーディネーターを都道府県（原則として拠点校）に配置する。

イ 障害者職業訓練コーディネーターの選任

都道府県は、障害者の職業的自立に関する支援の経験者であるとともに、地域の障害者、企業、その他障害者の職業的自立を支援する関係機関の状況に精通しており、関係機関との緊密な連携が可能な人材を障害者職業訓練コーディネーターに選任する。

ロ 障害者職業訓練コーディネーターの職務

- ① 地域の障害者雇用ニーズ及び個々の企業が求める技能レベル等を把握するための公共職業安定所との連絡調整
- ② 個々の障害者に最も効果的な委託先の開拓及び委託訓練カリキュラムのコーディネート
- ③ コーディネイトした委託訓練の進捗状況の管理・評価
- ④ 訓練や職場実習の実施に当たってのアドバイス等、委託先機関及び職場実習先への支援

- ⑤ 障害者委託訓練制度の周知及び訓練生の募集業務
- ⑥ 障害者委託訓練の効果的な実施に係る会議、情報交換会、企業向け説明会等の開催に係る事務
- ⑦ 委託先機関に対する委託契約に係る事務手続等の支援
- ⑧ その他関係機関との連絡調整等、訓練の円滑な運営に資する支援

(2) 障害者職業訓練コーチの配置

障害者委託訓練の受講者に対して、事前の訓練方針から訓練修了後の就職支援までの専門的・総合的な支援を行うため、障害者職業訓練コーチを都道府県（原則として拠点校）に配置する。

イ 障害者職業訓練コーチの選任

都道府県は、障害者の職業能力開発や職業的自立に関する支援等の経験者であり、関係機関との緊密な連携が可能な人材を障害者職業訓練コーチに選任する。

ロ 障害者職業訓練コーチの職務

- ① 個々の受講者の状況を把握するため、医療、保健、福祉機関等と連携した情報収集及び公共職業安定所との連絡調整
- ② 個々の受講者に係る訓練の進捗状況の管理・評価及び修了後のフォローアップ
- ③ 訓練受講が必要である障害者の障害状況、就職希望、職場実習実施状況、就職に至らなかった者の職業能力開発上の課題等の把握
- ④ 訓練開始前の受講準備支援や委託先機関及び職場実習先におけるきめ細やかな適応支援
- ⑤ 特別支援学校高等部等の生徒に係る就職希望、職場実習実施状況及び就職に至らなかった者の職業能力開発上の課題等の把握
- ⑥ 訓練修了生に関する公共職業安定所、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等との連絡調整

11 精神障害者等向け実践能力習得訓練コースの委託先機関開拓業務等の外部委託

精神障害者を始めとして増加傾向にある求職障害者に対応するため、より就職に結びつく可能性が高い実践能力習得訓練コースの活用が重要となっている。そのため、都道府県は、精神障害者等に対する実践能力習得訓練コースの設定推進を図るため、当該訓練コースの委託先機関開拓業務等について、訓練受講ニーズ等を把握している地域の就労支援機関(以下「就労支援機関」という。)に委託することができるものとする。

就労支援機関は、障害者職業訓練コーディネーターと連携し、次の業務を行う。

- イ 障害者雇用や障害者の職業訓練に乏しい中小企業等を中心とした実践能力習得訓練コース委託先機関の開拓
- ロ 委託先機関に対する具体的な訓練内容や訓練カリキュラム等のコーディネート
- ハ 実践能力習得訓練コースの委託契約に係る事務手続き等の支援
- ニ その他委託先機関に対する助言・支援

12 委託契約の締結

(1) 能力開発校の長又は知事は、障害者委託訓練を委託する場合には、別紙1-1（知識・技能習得訓練コース用（参考））、別紙1-2（実践能力習得訓練コース用（参考））、別紙1-3（e-ラーニングコース用（参考））、別紙1-4-1（特別支援学校早期訓練コース〈知識・技能習得〉用（参考））、別紙1-4-2（特別支援学校早期訓練コース〈実践能力習得〉用（参考））、別紙1-5-1（在職者訓練コース〈知識・技能習得〉用（参考））、別紙1-5-2（在職者訓練コース〈指導員派遣〉用（参考））、別紙1-5-3（在職者訓練コース〈e-ラーニング〉用（参考））により、契約を締結するものとする。

また、知事が10により精神障害者等向け実践能力習得訓練コースの委託先機関開拓業務等を就労支援機関に委託する場合には、別紙1-6（就労支援機関用（参考））により、契約を締結するものとする。

なお、年度をまたぐ訓練実施に伴い、債務負担行為を活用した複数年度契約を行う場合は、契約額総額のほか、その内訳として年度毎の契約額及び対応する期間を契約書に記載するものとする。

(2) 委託先機関は、障害者委託訓練の実施及び実施に伴う次の業務を行う。

- イ 受講者の出欠席（e-ラーニングコース・在職者訓練コース〈e-ラーニング〉においては受講者の本人確認及び受講状況）の管理及び指導
- ロ 訓練実施状況の把握
- ハ 受講者の能力習得状況の把握及び報告
- ニ 災害発生時の連絡
- ホ 受講者の中途退校に係る事務処理
- ヘ その他訓練の実施に伴う必要な事項（e-ラーニングコース・在職者訓練コース〈e-ラーニング〉においては、訓練受講希望者の募集及び在宅就業支援団体等との提携・面接指導の共同実施を含む）

なお、障害者委託訓練は、当該訓練について適切な指導が可能と認められる者に指導を担当させて実施するものであること。

(3) 委託契約は、次のいずれかに該当するときは変更又は解除することができる。

- イ 委託先機関が特別の事情により、委託元の能力開発校の長又は知事に対し、委託契約の変更又は解除の協議をし、同意を得たとき。
- ロ 次のいずれかに該当すると委託元の能力開発校の長又は知事が認めたとき。
 - ① 委託契約締結後の事情の変更により、契約書に定める業務を実施できなくなった場合
 - ② 委託先機関が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- ハ 知事が就労支援機関に精神障害者等向け実践能力習得訓練コースの委託先機関開拓業務を委託する場合には、「委託先機関」を「就労支援機関」に読み替えて、上記イ及びロの規定を準用する。

(4) 知事が契約を締結する場合は、訓練実施に直接的に関連する業務（委託先機関に対する監督・指導等）については、能力開発校の長が行う旨を契約書に記載するものとする。

(5) 就職支援経費に係る委託先機関の業務は次のとおりとする。

イ 就職支援業務

委託先機関は、就職支援経費に係る業務（以下「就職支援業務」という。）について、安定所と連携を図りながら、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講者の就職促進に努めることとする。就職支援業務は、受講者の障害特性や生活状況、関係機関の支援状況等に留意の上実施することとし、能力開発校は同業務の実施に対する援助を可能な限り行うこと。

なお、就職支援業務の内容については、事前に能力開発校に対し示し、その内容は委託契約書に明記すること。

具体的な就職支援業務は、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、キャリア・コンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介（無料の職業紹介の届出又は許可を受けている場合及び有料職業紹介の許可を受けている場合に限る）、就職支援責任者の配置等、受講者の就職に資する取組とする。

ロ 就職支援責任者の業務

委託先機関に就職支援責任者を設置し、受講者に対して就職支援を行うものとする。就職支援責任者の業務内容は次のとおりとする。

- ・過去の受講者に係る就職実績等を踏まえた障害の態様に応じた就職支援の企画及び立案
- ・受講者に対するキャリア・コンサルティング等の就職支援の適切な実施及び管理
- ・就職支援に関し、能力開発校、福祉施設、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、安定所等の関係機関及び受講者の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、受講者の特性や能力等の把握、求人情報の収集及び受講者への情報提供
- ・訓練修了生及び就職のため中途退校者の就職状況の把握、管理及び能力開発校への報告
- ・その他就職支援業務

(6) 不正行為

偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった委託先機関については、委託者は、不正に係る処分を通知した日から3年以内の期間について定め、受託機会を与えないこととするほか、必要な措置を講ずるものとし、職業訓練の受講あっせんを行う安定所等関係機関に情報提供を行うこと。

13 適切な障害者委託訓練実施計画の策定と関係機関との連携等

各都道府県の職業能力開発主管課においては、障害者職業訓練コーディネーター等

が十分機能し、機動的に障害者委託訓練が実施されるよう、都道府県関係部局をはじめ、都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所、委託元校及び地域におけるその他の関係機関との緊密な連携を図るとともに、障害者委託訓練実施計画の策定、進行管理を行う。

14 委託先機関及び受講者に係る支援等

委託元の能力開発校は、障害者委託訓練が円滑に運営されるよう委託先機関に対して支援を行うとともに、当該訓練生に対する指導・援助及び訓練修了後の就職支援に十分配慮するものとする。

15 外部専門家等の活用

各都道府県の職業能力開発主管課においては、個々の障害特性にきめ細かく対応し、より効果的な訓練が実施されるよう、訓練ニーズに応じて精神保健福祉士等の外部専門家や手話通訳者と業務契約を結び、必要に応じて委託先機関において活用することとする。

16 労働者災害補償保険の特別加入

知識・技能習得訓練コースにおける職場実習、実践能力習得訓練コース及び特別支援学校早期訓練コースについては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条に定める労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の特別加入の対象者とし、その取扱いは、「委託訓練実施要領」（平成13年12月3日付け能発第519号別添）に準じるものとする。

17 訓練受講中の事故発生に備えた保険の取扱い

知識・技能習得訓練コースにおける職場実習、実践能力習得訓練コース及び特別支援学校早期訓練コースについては、実際の企業現場で訓練を実施することから、訓練中の事故等により受講者が負傷し、あるいは企業の設備や顧客に損害を与える事態に備え、受講者に対して、自身の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を勧奨することとする。

18 実施計画数及び実績報告

(1) 実施計画数

障害者委託訓練は、年度当初に有効求職障害者数等及び各都道府県の希望を勘案し、都道府県ごとの実施計画数の調整を行った上で、都道府県に対し、「障害者職業能力開発支援事業委託費（労働保険特別会計雇用勘定）」により委託する。

また都道府県においては、「職業転換訓練費交付金（一般会計）」及び「離職者等職業訓練費交付金（労働保険特別会計雇用勘定）」として交付された中から、障害者委託訓練を円滑に実施するための経費を支出することができる。

なお、各都道府県の実施計画数の枠については、四半期経過ごとの実績と今後の見込みに基づき、必要に応じて見直しを行う。

(2) 実績報告

イ 都道府県は、別紙2により、各月開始者ごとの障害者委託訓練の実施状況を四半期毎の翌月25日までに、年度計の実施状況については翌年度の7月10日までに、厚生労働省職業能力開発局能力開発課に報告するものとする。

なお、各四半期毎実施状況の報告にあたっては、就職者数及び就業者数について、当該四半期までの最新の帰趨状況を把握の上、記載すること。

ロ 委託元能力開発校は、訓練開始者数、訓練修了者数等及び訓練受講後1月以内及び3月以内の就職・就業状況を把握し、都道府県に報告するものとする。なお、3月以降の就職・就業状況についても把握できたものについては適宜報告すること。

ハ 6(4)の特別支援学校早期訓練コースを実施した場合は、別紙3により、翌年度の7月10日までに厚生労働省職業能力開発局能力開発課に報告するものとする。

ニ 6(5)の在職者訓練コースを実施した場合には、別紙4により、

① 四半期ごとの在職者訓練コースの実施状況を各四半期毎の翌月25日までに、厚生労働省職業能力開発局能力開発課に報告するものとする。

② 年度計の実施状況については、別途厚生労働省職業能力開発局能力開発課より依頼する「職業能力開発行政定例業務統計報告」により報告すること。

なお、雇用継続者数については、各四半期までの最新の状況を把握の上、記載すること。また、委託元能力開発校は、訓練修了後1ヶ月時点の雇用継続状況を把握し、都道府県に報告するものとする。

ホ 障害福祉計画における障害者委託訓練の目標値に係る進捗状況を別紙5により、翌年度の7月10日までに厚生労働省職業能力開発局能力開発課に報告するものとする。

ヘ 10により精神障害者等向け実践能力習得訓練コースの委託先機関の開拓業務等を就労支援機関に委託する場合は、別紙6により、翌年度の7月10日までに厚生労働省職業能力開発局能力開発課に報告するものとする。

19 安全衛生

障害者委託訓練を実施するに当たり、訓練期間中における受講者の安全衛生については十分配慮するものとする。

附 則

本要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度開校コースから適用する。